

宇治市車両広告募集要項

広告の掲載を希望される方は、「宇治市広告掲載要項」、「宇治市広告掲載基準」、「宇治市車両広告取扱要項」及び「宇治市車両広告募集要項（本書）」を熟読、承知の上、申し込みをしてください。

1．募集内容

指定車両	広告掲載場所	広告の大きさ	広告掲載料
軽四貨物車 軽乗用車	1台につき2か所 両側後ドア	50 cm×60 cm以内 縦 横	3,000 円/月 1 枠あたり金額

1台（2か所分）を1枠とし、最大54枠。



2．募集期間

随時募集を行っています。

募集枠の上限に達した時点で募集を停止します。

掲載枠を超える申請が同時にあった場合、当該申請者がくじを引いて掲載者を決定します。

3．広告掲載希望者の条件

広告を掲載することができる者は、次の要件を満たす個人又は法人その他の団体とします。

- (1) 市税を完納していること。（市に納税義務がある場合）
- (2) 宇治市広告掲載基準第3条の各号に定める規制業種を営む者又は事業者でないこと。
- (3) 宇治市入札参加者名簿に登録がある業者は、募集開始の日から広告の掲載を決定する日までの間において、宇治市競争入札等参加資格の停止

に関する要項に基づき、指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 募集開始の日から広告の掲載を決定する日までの間において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者(同法に基づく更正手続き開始の決定後、宇治市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く)でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者(同法に基づく再生手続き開始の決定後、宇治市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く)でないこと。
- (7) 宇治市屋外広告物条例に違反していないこと。

4. 掲載の申し込み

広告の掲載を希望される方は、「宇治市広告掲載要項」、「宇治市広告掲載基準」、「宇治市車両広告取扱要項」及び「宇治市車両広告募集要項」を確認の上、申込してください。

(1) 提出先

宇治市 秘書広報課車両係

所在地 宇治市宇治琵琶33 宇治市役所地下1階

(2) 提出方法

宇治市車両広告掲載承認申請書(様式第1号)及び会社案内のパンフレット、広告原稿(データ及びそのプリントアウト)を上記の提出先に持参又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

5. 広告掲載の決定

広告の掲載の可否については審査のうえ決定し、宇治市車両広告掲載審査結果通知書(様式第3号)により通知します。

広告を掲載する車両は市が指定する車両の中から、先着順に市と広告主が協議のうえ決定します。

6. 広告掲載決定後における広告主の手続き

広告主は、市の定める期日までに市が発行する納入通知に基づき、広告掲載料を納入してください。

7. 広告の審査

広告掲載に係る市の審査は、宇治市有料広告評価委員会及び宇治市広告審査委員会が行います。

宇治市有料広告評価委員会とは、広告内容が行政の所管する媒体に掲載する広告として相応しいかをより専門的に精査を行う委員会のこと

8. 広告の審査の結果

(1) 結果の通知

上記広告掲載に係る審査の結果を広告主へ通知します。

(2) 内容の補正

前項の審査の結果、広告の内容が掲載基準等を満たしていないとき、その他広告の内容が不適当なときは、市は広告主に対し、広告の内容の補正を指示し

ます。

(3) 広告原稿の再提出

前項の指示があったときは、広告主は広告の内容を補正し、市が指定する期日までに補正後の広告原稿を提出し、宇治市の審査を受けてください。

9. 掲載方法

広告物の掲載はマグネットシートの貼付によるものとし、車体塗装は行わないでください。なお、広告の中に「広告」の表示を入れてください。サイズは縦5cm×横8cm以上とします。

10. 広告の作成等

- (1) 広告の作成は広告主の責任において作成し、その費用は全て広告主の負担となります。また、広告物の掲載及び撤去についても広告主の負担と責任において行ってください。
- (2) 広告主は広告の掲載及び撤去を行うときは、車両の運行業務に支障が生じないように日程等を市と協議してください。また施工の際は市の指示に従ってください。
- (3) 広告物の掲載又は撤去により車体表面、塗装、構造等を毀損又は破損した場合は広告主が経費を負担して現状回復してください。

11. 掲載期間

- (1) 広告掲載の期間は1か月を単位とし、一件の広告掲載の終期は広告の掲載を開始した日から最大12か月を超えない範囲内とします。ただし、再掲載を妨げません。再掲載を希望するときは掲載期間満了日の1か月前までに宇治市車両広告(継続)掲載申請書(様式第2号)を提出してください。なお、1か月とは各月の1日から末日までをいいます。
- (2) 広告掲載期間の開始日及び終了日は協議の上、決定します。宇治市車両広告掲載承認申請書(様式第1号)には広告物の作成期間や広告掲載の申請から承認までの期間を踏まえて掲載希望期間を設定してください。

12. その他の留意事項

- (1) 個人情報の保護
本業務の履行に当たっては、宇治市個人情報保護条例を遵守し、管理運営上知り得た個人情報を適切に保護しなければなりません。
- (2) 虚偽の記載をした場合の無効
応募書類に虚偽の記載があった場合、その応募は無効とします。
- (3) その他
市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合があります。

問い合わせ先 宇治市役所 秘書広報課車両係
宇治市宇治琵琶33
〒611-8501 電話 0774-22-3141(代表)